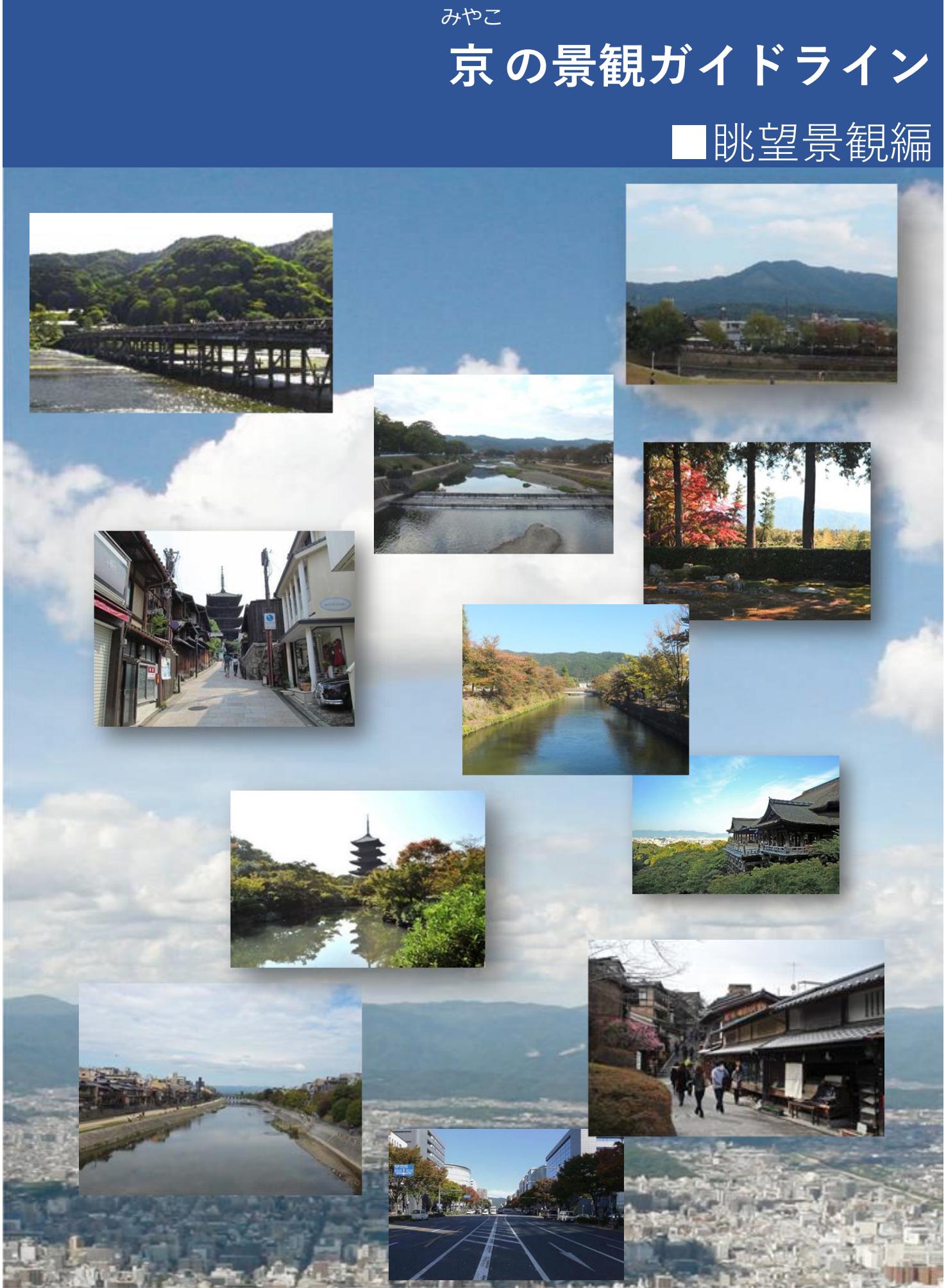


みやこ

京の景観ガイドライン

■ 眺望景観編



目 次

序 章

■ はじめに	序-1
■ 景観政策の経緯	序-2
■ 京都市眺望景観創生条例の目的と基本理念	序-5
■ 社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全策の充実	序-6

本 編

1 京都市眺望景観創生条例の概要について

(1) 眺望景観とは	1-1
眺望景観の定義	
京都の主要な眺めについて	
9つの眺めの保全・創出	
(2) 眺望景観保全地域	1-6
9つの眺めと眺望景観保全地域の種類	

2 眺望景観の種類ごとの保全の方針とその基準について

(1) 9つの眺めごとの保全の方針とその基準の例	2-1
境内の眺め、境内地周辺の眺め（1）（2）（3）	
通りの眺め（1）（2）	
水辺の眺め	
庭園からの眺め	
山並みへの眺め	
「しるし」への眺め（1）（2）	
見晴らしの眺め	
見下ろしの眺め	

3 建築物等の高さ制限

(1) 眺望空間保全区域の基準の概要	3-1
建築物等の高さの制限とその考え方	
眺望空間保全区域の高さ制限（例：賀茂川右岸からの「大文字」）	
眺望空間保全区域における標高（制限高さ）の算出方法	

4 建築物等の形態意匠の制限等

(1) 近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域の基準の適用	4-1
(2) 視点場からの視認範囲等について	4-1
「境内の眺め」等における視点場からの視認性（目線高さ）	
特に重要な視対象と視点場の紹介など	

(3) 屋根の基準	4-3
屋根の形式と勾配	
「境内の眺め」における屋根材の基準	
「境内地周辺の眺め」における屋根材の基準	
「境内地周辺の眺め（幹線道路）」における屋根材の基準	
「境内地周辺の眺め（幹線道路）」における軒庇の材料	
金属板の葺き方	
(4) 建築設備、工作物等の基準.....	4-6
(5) 遠景デザイン保全区域の基準の概要（禁止色）.....	4-7
禁止色とは	
(6) 形態意匠の制限等に関する取扱い.....	4-8
視点場からの視認性における取扱い	
「境内地周辺の眺め」、「通りの眺め」等における「眺望空間」の考え方	
「ハ坂通からのハ坂ノ塔」への眺めにおける角地の取扱い	
(7) 申請手続.....	4-12
眺望景観保全地域	
(8) 手続の流れ.....	4-13

5 眺望景観の保全・創出について

(1) 眺望景観の保全・創出について京都市が目指すもの	5-1
地域のまとまりを踏まえた適切な見直し	
(2) 事前協議（景観デザインレビュー）制度	5-2
事前協議（景観デザインレビュー）に関する方針	
景観デザインレビューとは	
事前協議（景観デザインレビュー）の対象	
事前協議（景観デザインレビュー）の対象範囲	
対象区域の種別と対象行為	
地域特性の確認と配慮事項の検討	
具体的な流れ	
勧告及び公表	
(3) 歴史的資産周辺の景観情報（プロファイル）の活用方法	5-7
歴史的資産周辺の景観情報（プロファイル）の見方	
各ページの記載内容	
(4) 景観情報共有システム	5-13
景観情報共有システムの概要	
景観情報共有システムに掲載する各種情報	
特に優れた眺望景観の創生に寄与する計画の公表	

6 眺望景観に関するQ&A

(1) 眺望景観及び基準等について.....	6-1
(2) 事前協議（景観デザインレビュー）制度について.....	6-2



はじめに

京都市では、京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継いでいくため、建築物の高さ、デザイン、眺望景観及び屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を平成19年9月に実施しました。そのうち、眺望景観に関しては、平成30年に世界遺産をはじめとする社寺等とその周辺の歴史的景観を保全するため、京都市眺望景観創生条例に基づく「視点場」の追加指定や、地域特性に応じた良好な建築計画へと誘導するための「事前協議（景観デザインレビュー）制度」の創設など、景観政策の進化・充実を行いました。

「みやこ京の景観ガイドライン」は、「建築物の高さ編」、「建築デザイン編（美観地区、建造物修景地区）」、「眺望景観編」及び「広告物編」で構成しており、それぞれの基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説しています。

本ガイドラインを一助として、今後とも、京都市の景観政策について、より一層のご理解をいただきますようお願いします。

■ 景観政策に係るこれまでの取組

昭和 5年 風致地区の指定

昭和31年 屋外広告物条例の制定

昭和42年 古都保存法による歴史的風土特別保存地区的指定

昭和47年 市街地景観条例の制定（全国に先駆けて）

昭和48年 高度地区的指定（市街地の大半を指定）

昭和51年 伝統的建造物群保存地区的指定

平成 5年 新京都市基本計画（北部保全、都心再生、南部創造）

平成 7年 市街地景観整備条例、自然風景保全条例の制定

平成 8年 景観規制区域の拡大（美観地区拡大、屋外広告物対策の強化）

平成17年 景観法施行（条例に基づくものから景観法の制度へ移行）

平成18年 「時を超えて輝く京都の景観づくり審議会」最終答申

平成19年 「新景観政策」の実施

平成23年 景観政策の進化

平成30年 社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全策の充実

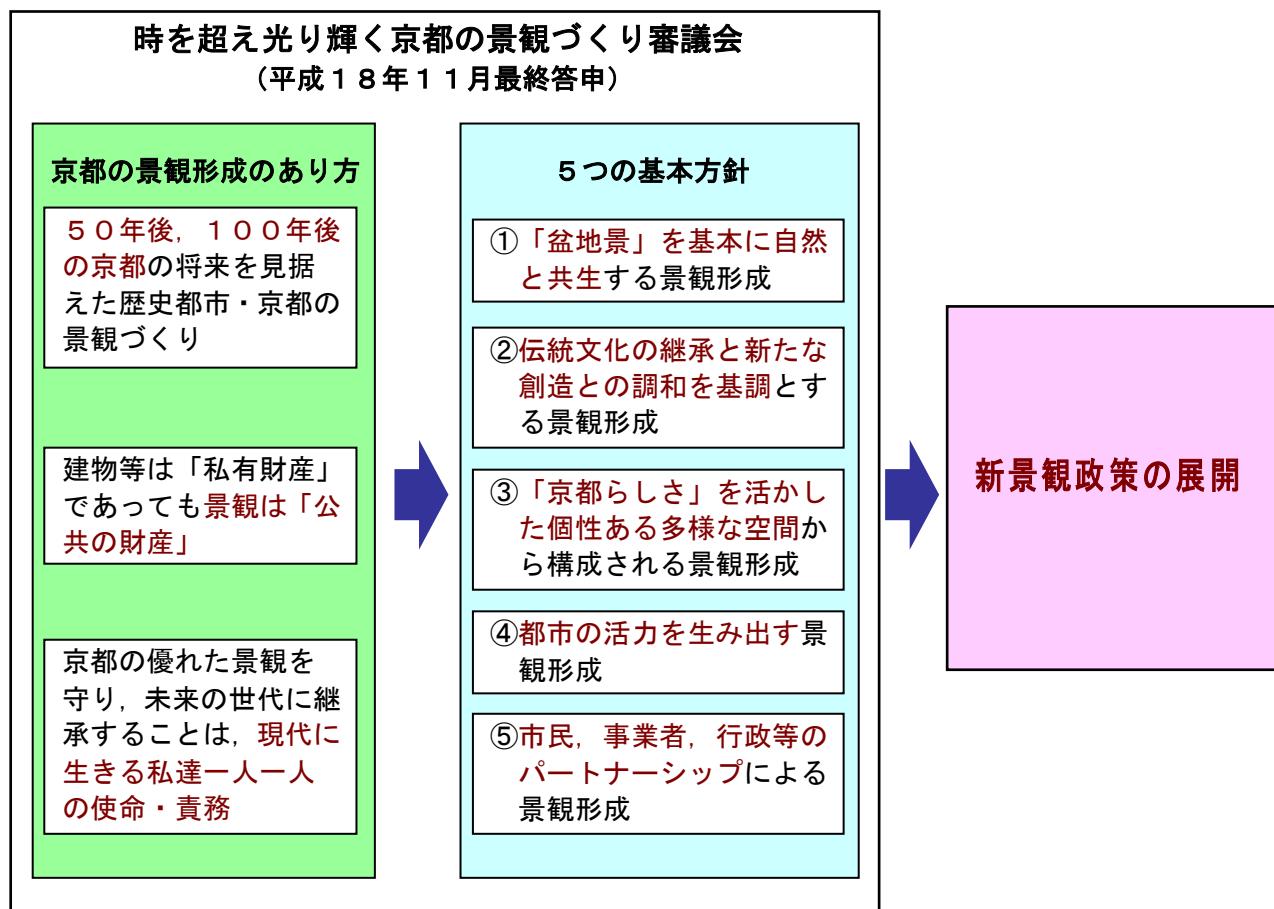


景観政策の経緯

京都市は、1,200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続ける歴史都市です。京都市ではこれまで、優れた自然・歴史的景観等を守るために、風致地区制度の活用と合わせ、全国に先駆けて市街地景観条例を制定し、美観地区制度を駆使して美しい景観の維持を図るほか、景観法の制定を受け、全国初となる景観整備機構の指定を行うなど、景観行政のトップランナーとして果敢に景観政策に取り組んできました。

しかし、我が国の社会経済情勢の変化等により、伝統的な生活文化を育んできた京町家や三山の眺望をはじめとする貴重な景観資源が消失するなど、京都らしい景観が失われつつあります。そのため、50年後、100年後の京都の将来を見据え、京都創生にふさわしい景観の保全と創造を目指し、平成17年7月に学識経験者や市民等により構成される「時を超えて光り輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、「規制と活力の両立」を図りつつ景観を重視する建築物等の規制・誘導の手法や良好な眺望等を次の世代に引き継ぐための方策等を審議しました。

そして、1年5箇月にわたる審議の結果、平成18年11月に審議会の最終答申を受けて、京都市は、平成19年9月に歴史都市・京都の景観づくりを着実に推進し、国家財産としての京都の創生の実現を目指す「新景観政策」を実施しました。





景観政策 5 つの柱と支援策

■ 景観政策の展開



■ 5つの柱と支援策

◆ 建築物の高さ

市街地のほぼ全域で、高度地区の指定制度を活用し、地域の特性に合わせたきめ細かな高さの規定を定め、京都の優れた都市景観の保全・形成を図っています。

<建築物の高さの基本構成>

三方をなだらかな山々に囲まれ、世界遺産をはじめとする歴史的資産や京町家等による風情ある町並みが多く残る京都の市街地の特性に配慮し、都心部から三方の山すそに行くにしたがって次第に建築物の高さが低くなることを基本構成としたうえで、地域の特性に合わせたきめ細かな規制を行っています。

<高度地区の高さの規制>

高度地区による高さの規制は、10m, 12m, 15m, 20m, 25m, 31mの6段階の種別としています。

◆ 建築物等のデザイン

市域のほぼ全域に、風致地区、景観地区、美観形成地区及び建造物修景地区等を指定し、現状変更の制限や緑被率のほか、それぞれの地域の特性に応じた建築物や工作物のデザイン基準をきめ細かく定めています。

◆ 眺望景観や借景

良好な眺めや日本の文化としての借景は、京都のみならず日本の財産です。このかけがえのない財産を守るために、「京都市眺望景観創生条例」を制定し、先人により守り引き継がれてきた優れた眺望景観・借景の保全、創出を図っています。

このあとの「本編」にて、視点場や視対象の定義及び眺望景観の保全・創生に関する方針等について、詳しく解説しています。

◆ 屋外広告物

市域の全域で屋外広告物に対する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設け、美しく品格のある都市景観の形成を図っています。

<屋外広告物の基準>

屋上看板や点滅式照明、可動式照明を市内の全域で禁止するとともに、地区ごとの特性に応じて、屋外広告物の表示位置、面積、形態デザインに関する基準を定めています。

<優良な屋外広告物への支援>

美しく品格のある都市景観の形成に寄与する優良な屋外広告物については、表彰制度、特例許可制度、施工費等の助成制度など、総合的な支援制度を設けています。

◆ 歴史的な町並み

京都の伝統的な建築様式と生活文化を伝える京町家や古民家、社寺や近代建築物等は、歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものです。伝統的な建造物の外観の修理・修景などに対する助成を行い、歴史的町並みの保全・再生を図っています。

◆ 支援制度

景観政策の展開と併せて、京町家の保全・継承に関する制度や、耐震改修に関する制度、また、歴史的な建造物に関する制度など、各種支援制度を設けています。

京都市眺望景観創生条例の目的と基本理念

■ 目的

京都市眺望景観創生条例は、平成19年9月の『新景観政策』の実施に際して、京都市の独自条例として、全国で初となる眺望景観に関する総合的な仕組みをもつ条例として制定したものです。

それぞれの視点場から視対象の眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を保全、創出するとともに、これらを将来の世代に継承することを目的としています。

■ 基本理念

京都市内には、三方の低くならかな山並みと、南北に流れる河川とが一体となった山紫水明と称えられる優れた自然景観のなかに、世界遺産を含む数多くの歴史的資産や趣のある町並みが形成されており、古から歌にも詠まれた優れた眺望景観があります。

この優れた京都の眺望景観は、その基層となった伝統や文化とともに市民生活の中に溶け込み、先人から受け継いだ京都市民にとってかけがえのない財産であるだけでなく、国民にとっての貴重な公共の財産です。

このような国の財産でもある眺望景観、そして、日本の文化としての借景は、現在及び将来の市民及び国民がその恵沢を享受できるように、市民総意のもとに、その創生が図られなければなりません。

そして、先人が豊かな感性のもとに、日々の暮らしの中で愛めて、今日に継承されてきたものであることに鑑み、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた適切な制限のもとに大切に守っていく必要があります。

したがって、今を生きる私達には、悠久の歴史とともに育まれ、引き継がれてきた優れた伝統や文化そして優れた眺望景観を、絶やすことなく良好なまま後世に継承していく責務があります。

また、京都の優れた眺望景観の創生は、現にある優れた眺望景観を保全するだけでなく、新たに優れた眺望景観を創出することも重要であります。



■ 社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全策の充実（平成30年3月）

歴史都市・京都には、世界遺産をはじめとした社寺や御苑、庭園、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が数多く存在しています。これらが形づくる貴重な歴史的景観は、地域特有の歴史や文化と一体となって、市民や事業者、歴史的資産の所有者の皆様のご理解とご尽力のもと継承されてきた京都の宝です。



今後も、京都の優れた歴史的景観を未来へ継承するため、平成26年度に、世界遺産をはじめとする社寺等とその周辺の歴史的景観に関する総点検を行うとともに、平成28年12月には、「歴史的景観の保全に関する取組方針」を策定し、歴史的景観の保全策について、学識経験者や宗教関係、経済界等で構成された検討会で議論を重ねてきました。

そして、平成29年7月には「景観規制の充実」、「有効な支援策」、「景観づくりの推進」の3つを柱とする「歴史的景観の保全に関する具体的施策」を取りまとめ、市民意見結果等を踏まえ、平成30年3月末に京都市眺望景観創生条例等を改正し、歴史的景観の保全に向けた取組を進めることとしました。

■ 「歴史的景観の保全に関する具体的施策」の概要

地域の歴史や風土、文化等、その地域で大切に守っていくべきものを市民や事業者、歴史的資産の所有者等と共有しながら、以下の3つの柱に基づき、各種施策を一体的に実施していきます。

◆ 3つの柱

1 建築物等のデザインについての規制の充実と新たな手続の創設

- ・ 「視点場」の追加指定
- ・ 参道その他境内地周辺の道などの「視点場」指定
- ・ 事前協議（景観デザインレビュー）制度の導入

眺望景観創生条例の
進化・充実

2 歴史的な建造物等の保全や、よりよい景観へと誘導するための支援策の充実

3 市民や事業者、社寺等との協働による景観づくりの推進

また、社寺等の歴史的景観の保全に加えて、50年後、100年後を見据え、地域の特色を生かしながら、新たに優れた景観を創造するという視点も大切にします。

今後も更なる都市格の維持・向上を目指し、文化首都としてふさわしい世界の人々を魅了し続ける京都の景観づくりを進めます。

本 編（眺望景觀編）

1 京都市眺望景観創生条例の概要について

(1) 眺望景観とは

■ 眺望景観の定義

～ 眺望景観における視点場・視対象・眺望空間の定義と構成要素 ～

眺望景観や借景は、特定の「視点場」とそこから眺められる「視対象」、そして視点場から視対象を眺めるときに視界に入る空間、すなわち、眺めを保全するために建築物等の高さやデザインを規制・誘導する必要のある「眺望空間」から実現されるものであり、一般的に「視点場」と「視対象」とは一对に特定されるものです。

特に、京都市においては、視対象となる歴史的資産が市内各所に多数あるとともに、広大な自然景観そのものが視対象となるなど、視対象自体が多岐にわたります。

更にそれらを眺める視点場は、社寺などの境内のほか、公園や河川敷など、連続的に広がりを持つものが多く、視点場、視対象の組合せは無数に広がるだけでなく、それらが重層的に景観全体を構成していることが京都の眺望景観や借景の視点場、視対象の特性です。

～眺望景観創生条例における用語の定義（第5条）～

■ 「視点場」

神社、寺院、城、御所その他の歴史的な建造物又は公園、河川、橋りょう、道路その他の公共性の高い場所で、優れた眺望景観を享受することができる場所

■ 「視対象」

優れた眺めの対象となるもので、山並み、河川、歴史的な建造物、趣のある町並み、自然と一体となった伝統文化を象徴する目印その他優れた眺望景観の要素

■ 「眺望空間」

視点場から視対象を眺めるときに視界に入る空間

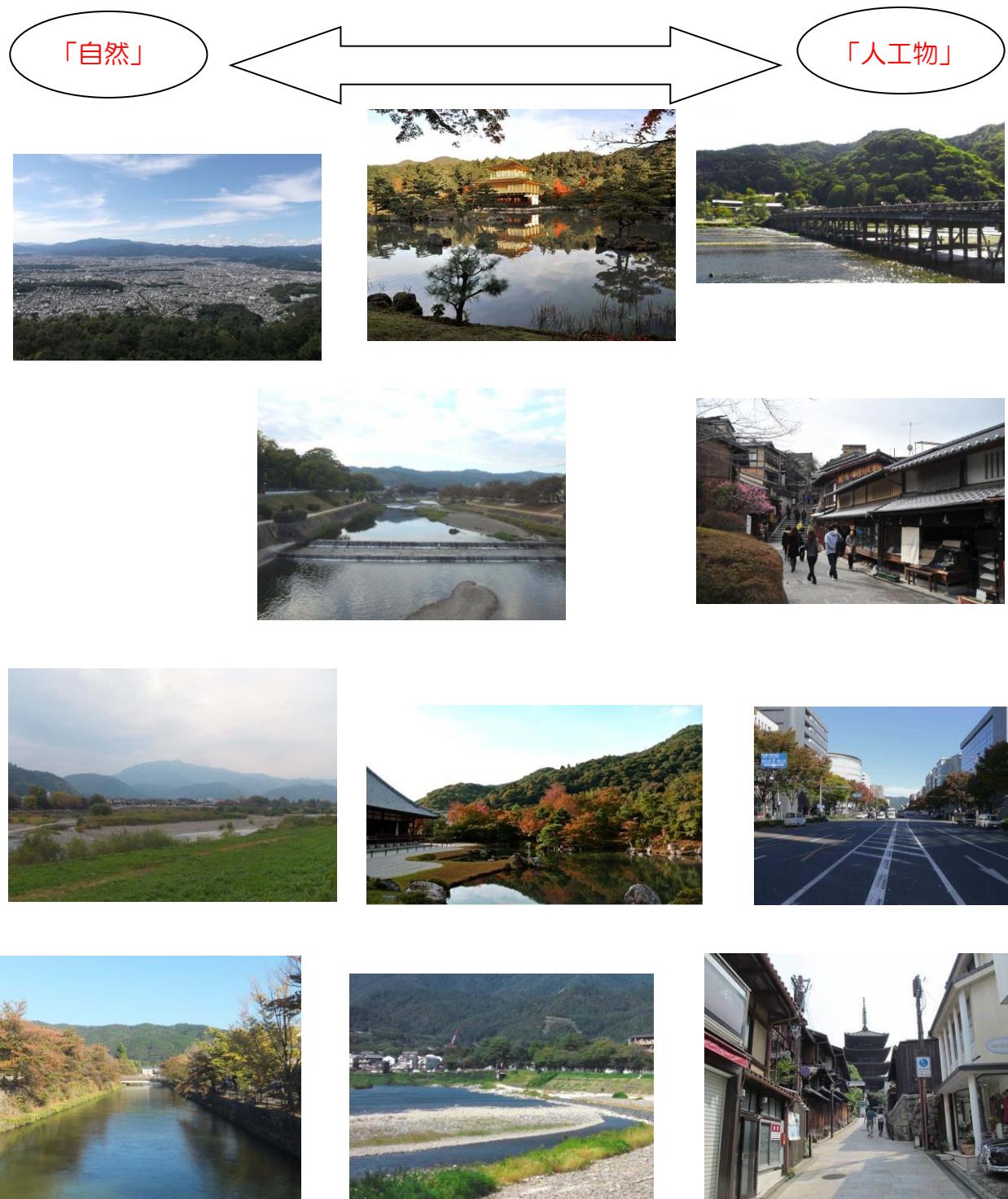
■ 「眺望景観」

視点場から眺めることができる視対象及び眺望空間から構成される景観

■ 京都の主要な眺めについて

京都の眺望景観は、豊かな自然と歴史的な建造物や町並み等とが一体となって調和して形作られていることが大きな特徴です。このうち、「山や山並み」、「河川」などは、重要な「自然」の要素です。

また、歴史都市・京都という観点から、「神社、寺院」や「庭園」、風情ある「町並み」、更には明治以降の近代化遺産等の「近代の建造物」等の「人工物」についても、眺望景観の重要な要素ととらえます。



■ 9つの眺めの保全・創出

<1 境内の眺め >

京都には、多くの神社や寺院等があります。これらは、歴史都市・京都を特徴付ける重要な景観要素となっています。境内の眺めとは、このような神社や寺院等の境内とその背景にある空間とが一体となって形成する景観をいいます。



二条城

【基本方針】

多くの神社・寺院等は、歴史都市・京都を特徴づける重要な景観要素です。これらの境内の風趣ある眺めを保全するため、神社・仏閣や名勝庭園の周囲や背景に不調和な中高層建築物等が建たないように規制・誘導を図ることを方針とします。

<2 境内地周辺の眺め >

神社、寺院、御苑といった歴史的資産の境内地周辺には、神社、寺院等の参道や門前等の通りをはじめ、境内地を囲む土塀や玉垣、生垣並びに周辺の歴史的な町並みによって、境内地と一体的な景観が形成されています。境内地周辺の眺めとは、参道その他境内地周辺の道及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観をいいます。



東福寺参道

【基本方針】

「境内の眺め」として定める神社、寺院、御苑等といった歴史的資産の境内地周辺は、神社、寺院等の参道や門前の通りをはじめ、境内地を囲む土塀や玉垣並びに周辺の歴史的な町並みによって、境内地と一体的に構成された良好な景観が形成されています。これらと調和した建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ることを方針とします。

<3 通りの眺め >

京都の通りは、そのアイストップとして、自然の山並みを見るることができます。通りの眺めとは、京都を代表する幹線道路や歴史的な町並みを構成する道路などにおいて、通りの先にある自然や歴史的な建造物等とが一体となって形成する景観をいいます。



四条通

【基本方針】

幹線道路については、良好な通り景観を形成していくために屋外広告物と沿道の建築物等とを一体として、積極的にデザインの規制・誘導を図ることを方針とします。伝統的建造物群保存地区などの特に景観上重要な地区については、その景観上重要な地区から周辺への眺めが重要な景観要素となるため、周辺の建築物等についても勾配屋根の設置など形態、意匠、色彩等のデザインのきめ細かな規制・誘導を図ることを方針とします。

<4 水辺の眺め >

京都には、大小様々な河川や水路が多くあります。そして、それそれが自然の緑と一緒にとなって豊かな風情を醸し出しています。水辺の眺めとは、これらの風情ある水辺空間と周辺の建築物等とが一体となって形成する景観をいいます。



琵琶湖疎水

【基本方針】

水辺の眺めは、水の流れと水辺に沿って開かれた視線の先に連続的に広がる建築物等とが一体となって形成されているものです。そのため、この良好な水辺の眺めをより良好なものとするため、水辺側の積極的な緑化と併せて、河川・水路沿いの建築物の水辺側についても形態、意匠、色彩等のデザインのきめ細かな規制・誘導を図ることを方針とします。

<5 庭園からの眺め >

京都には、遠くにある山々をその庭園の風景として取り入れた優れた借景庭園があります。庭園からの眺めとは、このような庭園とその背景にある自然とが一体となって形成する景観をいいます。



円通寺

【基本方針】

庭園の管理者の協力を得て、周囲の不調和な建築物を隠蔽するため、植栽などを効果的に活用するとともに、庭園からの眺めにも配慮した建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ることを方針とします。

<6 山並みへの眺め >

鴨川や桂川の河川敷は、三方の山並みを眺める貴重な視点場です。山並みへの眺めとは、これらの河川と山並みと市街地とが一体となって形成する景観をいいます。



賀茂川右岸からの東山

【基本方針】

特に東山に平行して流れる鴨川、西山に平行して流れる桂川、河川沿いの樹木と一緒に北山を眺めることができる賀茂川は、広がりを持ってそれぞれ三方の山並みを眺めることができる貴重な視点場です。こうした山並みへの眺めを保全するために、視点場と山並みの中間領域にある建築物等については、屋上緑化や勾配屋根の設置を誘導する等、視対象となる町並みに調和するように建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ることを方針とします。

<7 「しるし」への眺め >

京都には、夏の風物詩である送り火が焚かれる五山があります。これらは自然風景の中にあって良好なランドマークとして位置づけられています。「しるし」への眺めとは、このような自然と一体となった目印や伝統文化を象徴する歴史的な建造物を一定の視点場から眺めるときのその目印と視点場と視界に入る市街地とが一体となって形成する景観をいいます。



賀茂川右岸からの大文字

【基本方針】

多くの市民等が利用できる公園や河川敷などを視点場として定め、「五山の送り火」への眺めを保全するとともに、視点場から近景に見られる建築物等については、視対象となる五山の縁と調和するように、勾配屋根の義務化や塔屋等の規制・誘導を図ることを方針とします。また、多くの市民に親しまれている歴史的な建造物も、ランドマークであり、それを見通す空間によって一体的に形成される眺望空間の保全を図ることを方針とします。

<8 見晴らしの眺め >

鴨川や桂川に架かる橋や河川沿いの道等は、その河川を通して遠くの山並みを眺める貴重な視点場です。見晴らしの眺めとは、このような河川を通して眺めるときの山並みと市街地とが一体となって形成する景観をいいます。



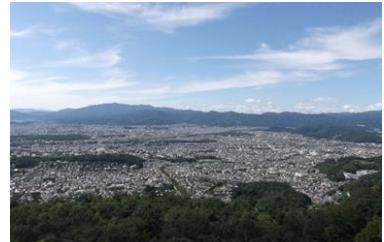
渡月橋下流からの嵐山

【基本方針】

京都の密集した市街地では、見晴らすことができる場所は限られていますが、このように中で、鴨川、桂川は遠方まで見晴らすことができる貴重な視点場です。このような貴重なパノラマの景観を保全するために、視界に入る建物等が山々と一体的な景観を形成するよう、屋上緑化や勾配屋根の設置等の誘導を図るなど、建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ることを方針とします。

<9 見下ろしの眺め >

京都は、三方を山々に囲まれた盆地であり、京都の町並みを眼下に愛でる貴重な視点場が多くあります。見下ろしの眺めとは、このような視点場から眺める盆地景としての市街地の町並み、屋並みの景観をいいます。



大文字山からの市街地

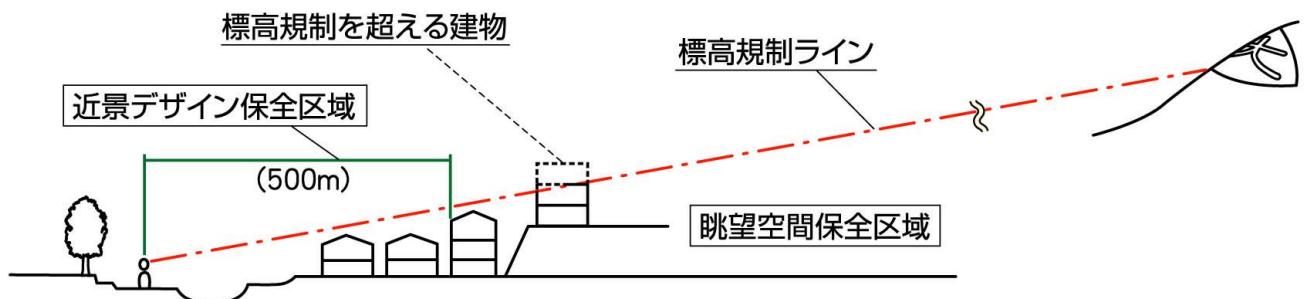
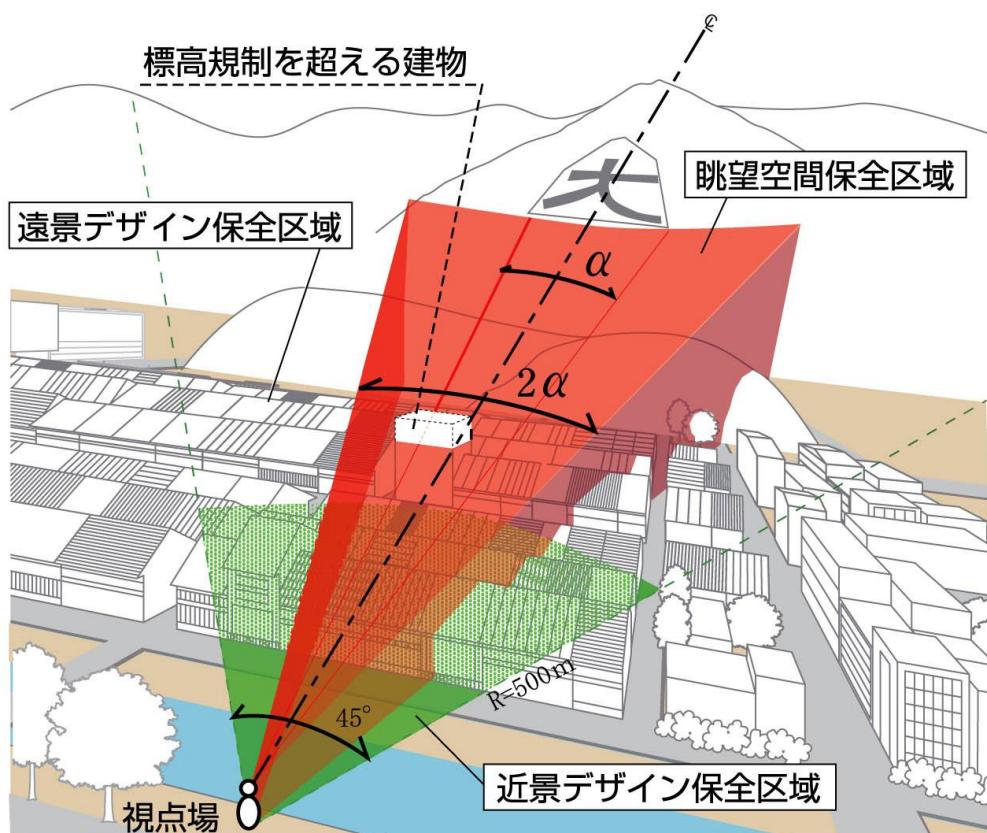
【基本方針】

京都は三方を山々に囲まれているため、山頂や山ろく部に建つ神社・仏閣等から見下ろす中低層の町並みは京都らしい眺めです。このため、点場から近景として見下ろす市街地については、勾配屋根や屋上緑化に加え、屋上施設の塔屋等の屋根景観の規制・誘導を図ることを方針とします。

(2) 眺望景観保全地域

眺望景観を保全、創出するために規制が必要となる地域を「**眺望景観保全地域**」に指定し、次の3つの区域に分類しています。

- | | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|
| 眺望空間保全区域 | : 視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域 |
| 近景デザイン保全区域 | : 視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないように形態、意匠、色彩について基準を定める区域 |
| 遠景デザイン保全区域 | : 視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないように外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域 |



■ 9つの眺めと眺望景観保全地域の種類

9つの分類に基づく具体的な眺めの種類は以下のとおりです。

それぞれの眺めに対応した眺望景観保全地域（眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域）を指定しています。

あわせて、【境内の眺め】及び【境内地周辺の眺め】については、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生を図るため、「事前協議（景観デザインレビュー）制度」の対象としています。（詳細は「5-2」ページ以降をご確認ください。）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望 空間	近景	遠景
境内の眺め <27箇所>	(1) 賀茂別雷神社（上賀茂神社）、(2) 賀茂御祖神社（下鴨神社）、 (3) 教王護国寺（東寺）、(5) 醍醐寺、(6) 仁和寺、(7) 高山寺、 (8) 西芳寺、(9) 天龍寺、(10) 鹿苑寺（金閣寺）、(12) 龍安寺、 (13) 本願寺（西本願寺）、(14) 二条城、(15) 京都御苑、 (17) 桂離宮、(18) 北野天満宮、(19) 知恩院、(20) 建仁寺、 (21) 東福寺、(22) 南禅寺、(23) 大徳寺、(24) 妙心寺、 (25) 相国寺、(26) 真宗本廟（東本願寺）、(27) 平安神宮		○	
	(4) 清水寺、(11) 慈照寺（銀閣寺）、(16) 修学院離宮		○	○
境内地周辺の 眺め<23箇所>	上記の【境内地周辺<27箇所>の眺め】の対象のうち、 (7) 高山寺、(8) 西芳寺、(16) 修学院離宮、(20) 建仁寺 を除く社寺等		○	
通りの眺め <4箇所>	(28) 御池通、(29) 四条通、(30) 五条通、 (31) 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め <2箇所>	(32) 濠川・宇治川派流、(33) 疎水		○	
庭園からの眺め <2箇所>	(34) 円通寺	○	○	○
	(35) 渉成園		○	
山並みへの眺め <3箇所>	(36) 賀茂川右岸からの東山、(37) 賀茂川両岸からの北山、 (38) 桂川左岸からの西山		○	
「しるし」への 眺め <8箇所>	(39) 賀茂川右岸からの「大文字」、(40) 高野川左岸からの「法」、 (41) 北山通からの「妙」、(42) 賀茂川左岸からの「船」、 (43) 桂川左岸からの「鳥居」、 (45) 船岡山公園からの「大文字」、「妙」、「法」、「船」、「左大文字」	○	○	○
	(44) 西大路通からの「左大文字」	○	○	
	(46) 八坂通からの「法觀寺五重塔（八坂ノ塔）」		○	
見晴らしの眺め <2箇所>	(47) 鴨川に架かる橋からの鴨川、(48) 渡月橋下流からの嵐山一帯		○	
見下ろしの眺め <1箇所>	(49) 大文字山からの市街地		○	○

【凡例（上記表の保全区域）】

眺望空間：眺望空間保全区域 **近景**：近景デザイン保全区域 **遠景**：遠景デザイン保全区域

2 眺望景観の種類ごとの保全の方針とその基準について

(1) 9つの眺めごとの保全の方針とその基準の例

■ 境内の眺め、境内地周辺の眺め（1）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

境内の眺め

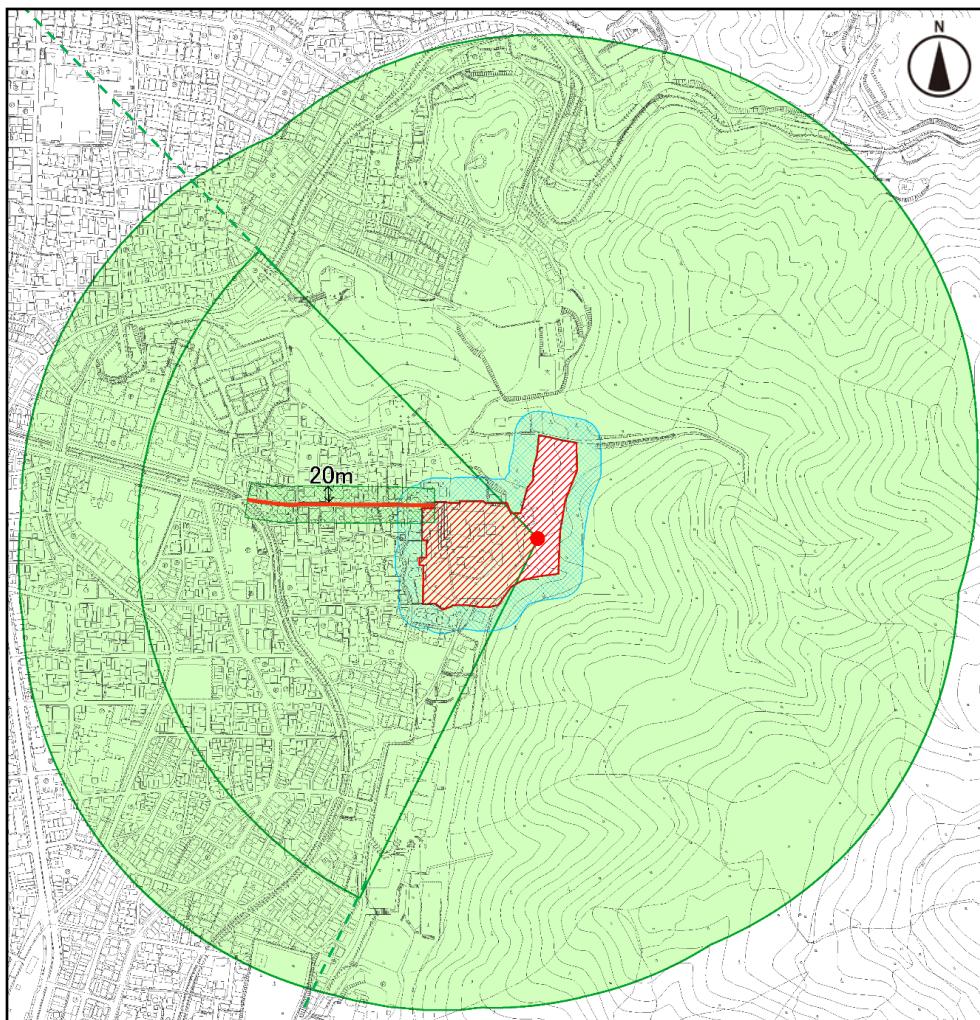
【例：銀閣寺（山ろく及び見下ろし）】

清水寺、修学院離宮、慈照寺（銀閣寺）等、市街地を見おろす眺望等が重要な所については、その見下ろしの眺めにも配慮して、特に視認できる範囲については、屋上施設の規制や勾配屋根の設置等、屋根景観の形態、意匠、色彩等のデザインの規制を図ります。

境内地周辺の眺め

【例：銀閣寺（参道や門前の通りが明確なもの）】

下鴨神社、銀閣寺、仁和寺、東福寺、南禅寺などについては、門や鳥居から境内に向かう参道や門前の道路としての位置付けが明確であることから、それら沿道の歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するよう規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、上図に示す範囲
	視点場(参道等)	慈照寺(銀閣寺)の参道のうち、上図に示す範囲
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m以内の範囲
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲

境内の眺め

●近景デザイン保全区域（■）の基準

1 建築物等は、慈照寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。		
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。



慈照寺「展望所」からの市街地

●近景デザイン保全区域（■）の基準

1 建築物等は、慈照寺境内から望見できる境内の歴史的建造物、樹木等及びその背景となる広大な市街地によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。		
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
範囲	視点場（●）	「展望所」の点
		視点場からそれぞれ高野交差点の中心を通り引いた直線と東福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の左図に示す範囲



●遠景デザイン保全区域（□）の基準と範囲

基準	建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みや市街地の町並みとの調和に配慮したものとすること。	
範囲	視点場（●）	「展望所」の点
	視点場からそれぞれ高野交差点の中心を通り引いた直線と東福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた左図に示す範囲（近景デザイン保全区域を除く。）	

境内地周辺の眺め

●近景デザイン保全区域（■）の基準

1 建築物等は、慈照寺の参道沿いの歴史的な町並みによって構成される良好な景観を阻害してはならない。		
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内地周辺の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。



視点場、近景デザイン保全区域及び視点場に近接する区域において、建築物等の建築等をしようとする場合は、事前協議（景観デザインレビュー）が必要です。詳しくは、「5-2」ページ以降をご確認ください。

■ 境内の眺め、境内地周辺の眺め（2）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

境内の眺め

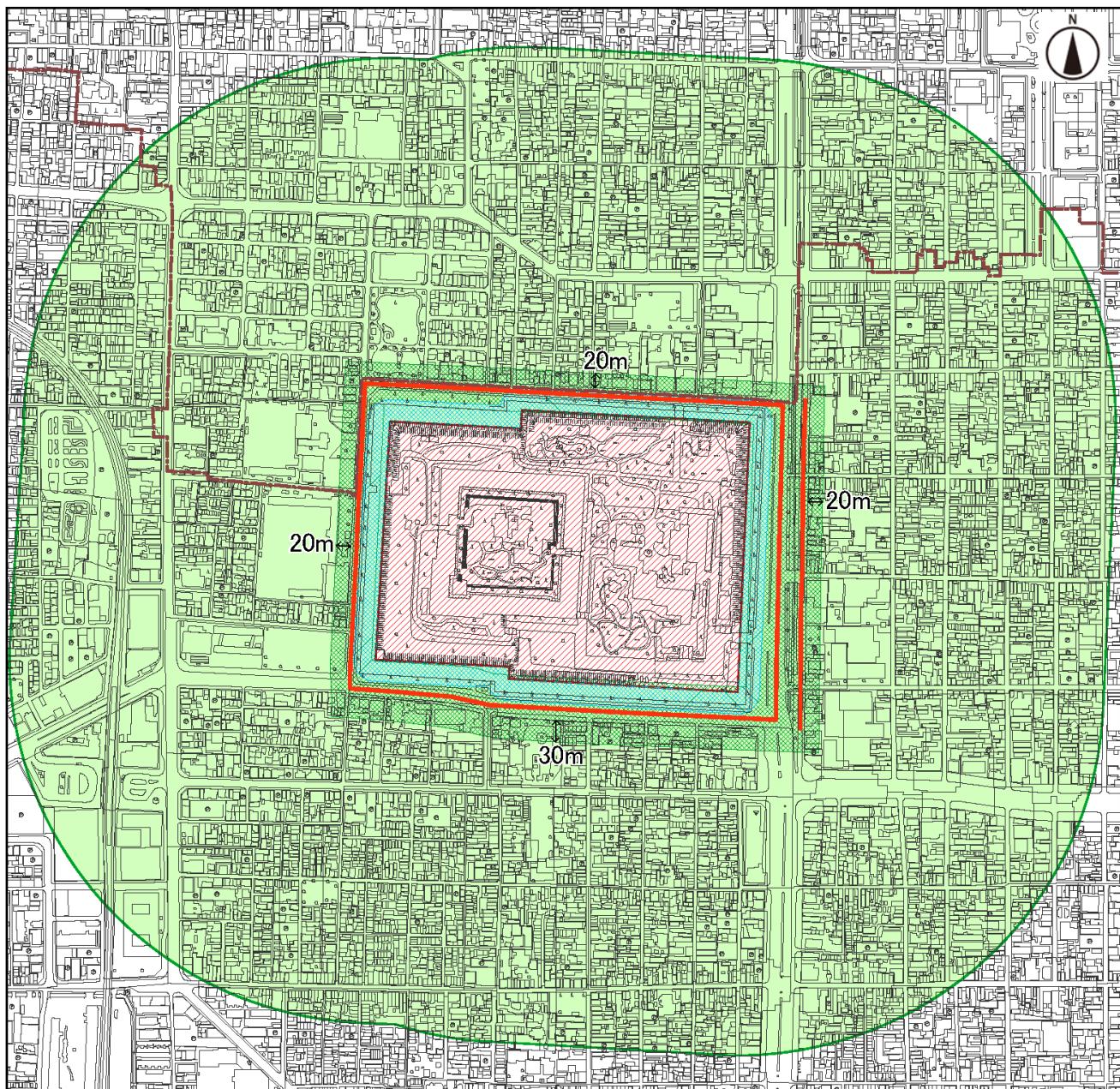
【例：二条城（市街地）】

二条城など市街地中心部にある世界遺産等については、境内からの眺めに配慮して周囲の建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ります。

境内地周辺の眺め

【例：二条城（周囲の道路）】

二条城や京都御苑などについては、塀や石積み、生垣等が周囲を廻り、それらに沿って特徴ある眺めが享受できることから、それら塀や樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するよう規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、上図に示す範囲
	視点場(参道等)	二条城周辺の堀川通、東堀川通、竹屋町通、美福通及び押小路通のうち、上図に示す範囲
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m又は30m以内の範囲
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲

境内の眺め

●近景デザイン保全区域（■）の基準

- 1 建築物等は、二条城の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">• 勾配屋根とすること。
		<ul style="list-style-type: none">• 塔屋を設けないこと。• 建築物等の各部は、城郭内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">• 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、城郭内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。	
その他	<ul style="list-style-type: none">• 良好な城郭内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	



境内地周辺の眺め

●近景デザイン保全区域（■）の基準

- 1 建築物等は、二条城周辺の堀川通、東堀川通、竹屋町通、美福通及び押小路通沿道の連続する石垣や樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">• 勾配屋根とすること。
		<ul style="list-style-type: none">• 塔屋を設けないこと。• 建築物等の各部は、連続する石垣や樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">• 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する石垣や樹木等との調和に配慮したものとすること。	
その他	<ul style="list-style-type: none">• 良好的な城郭周辺の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	



視点場、近景デザイン保全区域及び視点場に近接する区域において、建築物等の建築等をしようとする場合は、事前協議（景観デザインレビュー）が必要です。詳しくは、「5-2」ページ以降をご確認ください。

■ 境内の眺め、境内地周辺の眺め（3）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

境内の眺め

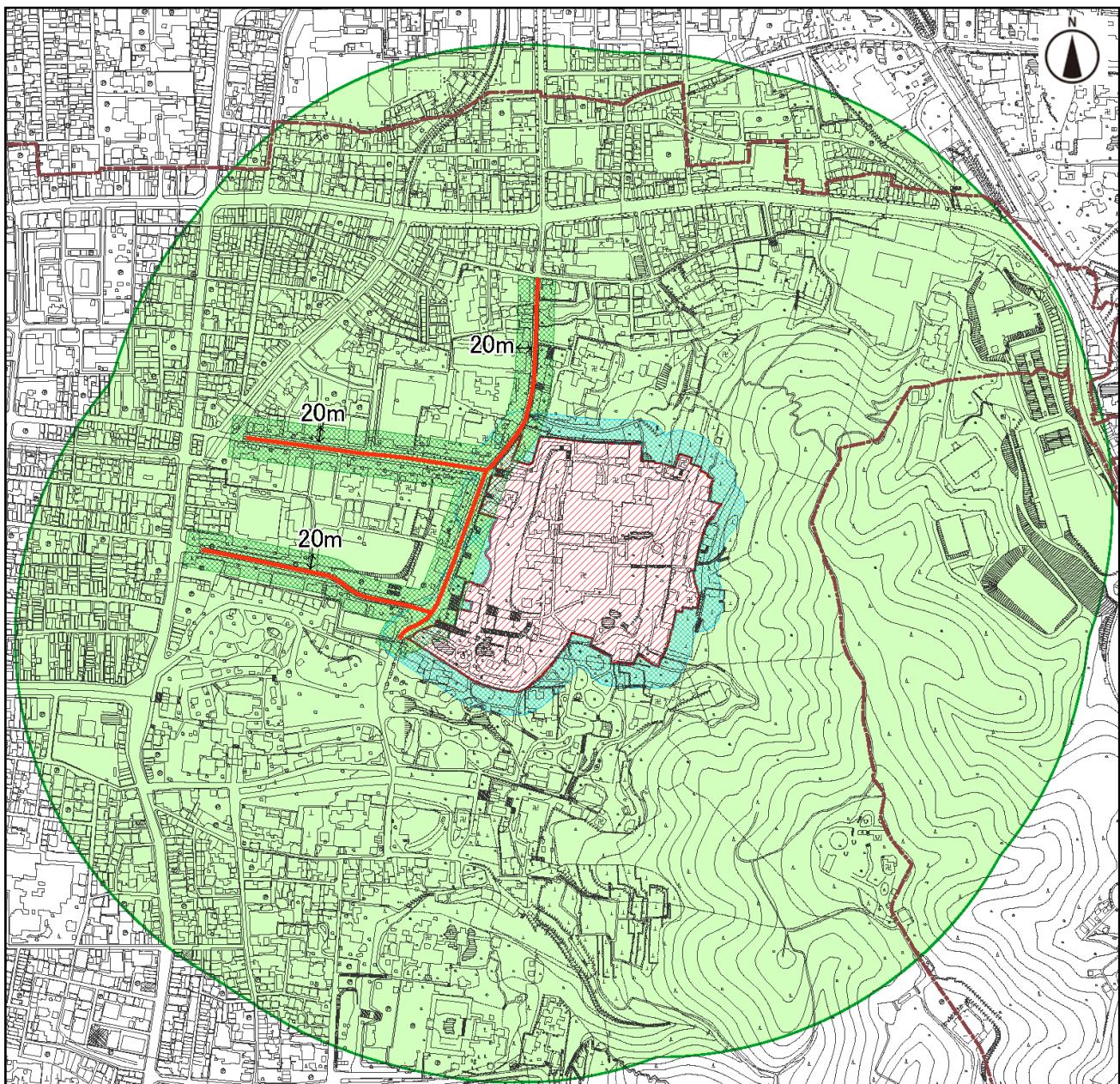
【例：知恩院（山ろく）】

山ろく部の世界遺産等の周辺地域については、その景観特性にあわせて建築物の形態等を厳しく制限します。

境内地周辺の眺め

【例：知恩院（その他の歴史的資産の集積）】

知恩院や醍醐寺などについては、周辺においてその他の歴史的資産が連続し、良好な歴史的景観が形成されていることから、それら沿道の歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するよう規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲(事前協議の対象範囲)
	視点場(境内)	知恩院の敷地のうち、上図に示す範囲
	視点場(参道等)	知恩院の参道及び周辺の神宮道のうち、上図に示す範囲
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m以内の範囲
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲

境内の眺め

●近景デザイン保全区域（）の基準

1 建築物等は、知恩院境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。		
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">特定勾配屋根とすること。形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none">良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。



境内地周辺の眺め

●近景デザイン保全区域（）の基準

1 建築物等は、知恩院の参道と周辺の神宮道沿道の歴史的な町並み及び連続する垣や樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。		
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">特定勾配屋根とすること。形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、歴史的な町並み及び連続する垣や樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並み及び連続する垣や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none">良好な境内地周辺の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。



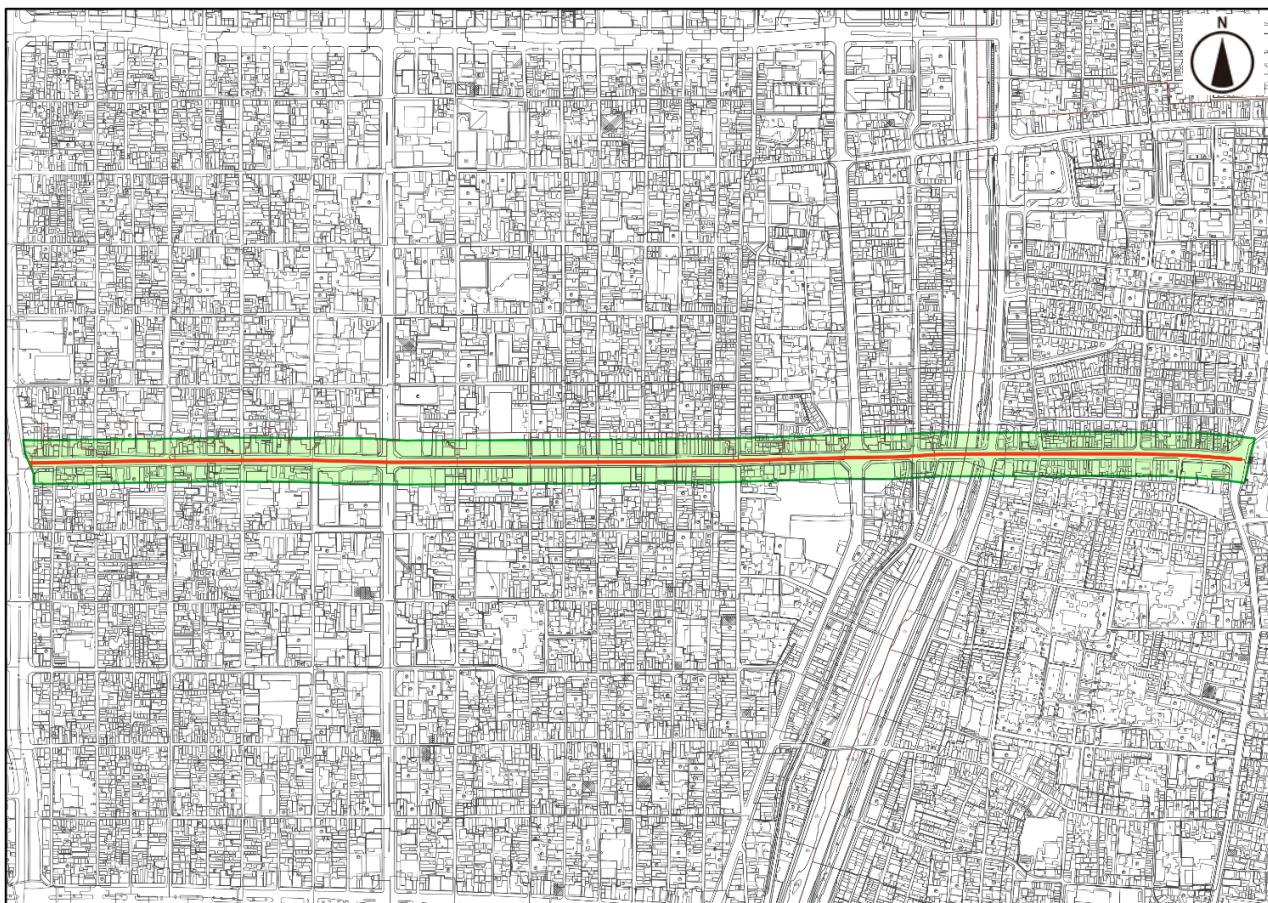
視点場、近景デザイン保全区域及び視点場に近接する区域において、建築物等の建築等をしようとする場合は、事前協議（景観デザインレビュー）が必要です。詳しくは、「5-2」ページ以降をご確認ください。

■ 通りの眺め（1）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

通りの眺め【例：四条通（市街地幹線）】

四条通など歴史的な建造物を残す通りについては、その保全とそれらを生かした通り景観の形成の推進を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
—	視点場	堀川通東詰から東大路通東詰までの四条通
■	近景デザイン保全区域	堀川通東詰から東大路通東詰までの四条通の境界線からの水平距離が30m以内の範囲

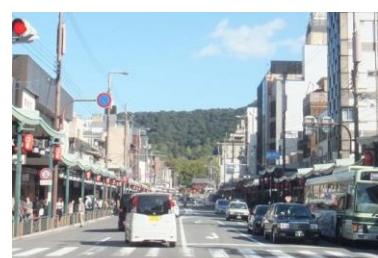
通りの眺め

● 近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、アイストップとなる東山や西山の山並みと四条通沿道の中高層建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。

2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none">建築物の屋上部は、良好なスカイラインの形成に資するものとすること。建築物等の各部は、山並みの良好な眺めを阻害しないものとするとともに、優れた沿道景観を形成するものとすること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">良好な通りの眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 |

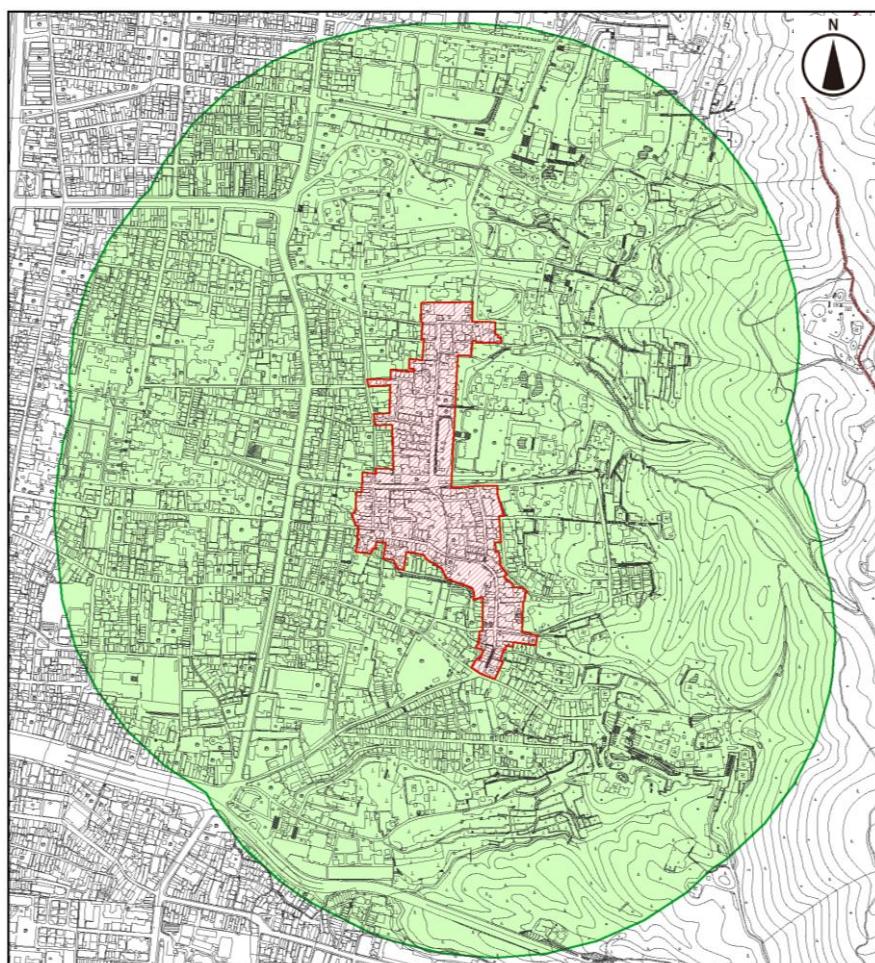


■ 通りの眺め（2）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

通りの眺め【例：産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り（伝統的建造物群保存地区）】

伝統的建造物群保存地区などの特に景観上重要な地区については、その景観上重要な地区から周辺への眺めが重要な景観要素となるため、周辺の建築物等についても勾配屋根の設置など形態、意匠、色彩等のデザインのきめ細やかな規制・誘導の基準を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路
	近景デザイン保全区域	産寧坂伝統的建造物群保存地区的地区界からの水平距離が500m以内の範囲

通りの眺め

• 近景デザイン保全区域の基準

- 建築物等は、産寧坂沿道の伝統的建造物群等及びその背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">特定勾配屋根とすること。形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとすること。	
その他	<ul style="list-style-type: none">良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	



■ 水辺の眺め

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

水辺の眺め【例：濠川・宇治川派流】

良好な水辺の眺めをより良好なものとするため、水辺側の積極的な緑化と併せて、河川・水路沿いの建築物の水辺側についても形態、意匠、色彩等のデザインのきめ細やかな規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	美観地区内の濠川・宇治川派流に架かる橋(津知橋, 上板橋, 常盤橋, いものや橋, 丹波橋, 枇形橋, 下板橋, 土橋, 聚楽橋, 毛利橋, 大手橋, 阿波橋, 伏見あい橋, 肥後橋, 京橋, 蓬萊橋, 弁天橋)及び当該河川敷内の道並びに河岸沿いの道路
■	近景デザイン保全区域	美観地区内の濠川・宇治川派流の河川界又は当該河川沿いの道路等の境界線からの水平距離が20m以内の範囲

水辺の眺め

・近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、濠川及び宇治川派流並びにその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。

2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

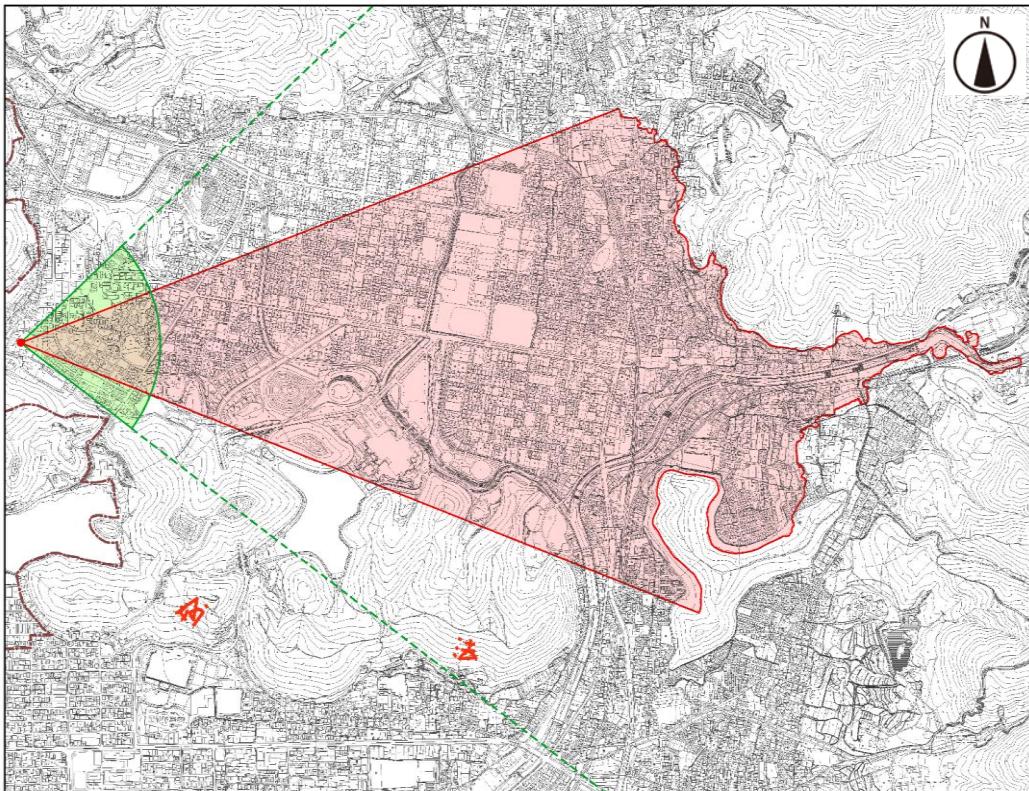
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">特定勾配屋根とすること。形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、河川沿いの樹木等と調和し、良好な水辺の眺めを形成するものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、河川沿いの樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none">良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

■ 庭園からの眺め

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

庭園からの眺め【例：円通寺（借景）】

周囲の不調和な建築物を遮蔽するため、植栽などを効果的に活用するとともに、庭園からの眺めにも配慮した建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	円通寺「御幸御殿」の点
■	眺望空間保全区域	視点場から比叡山の方向を見てそれぞれ最内側の左の柱上の点を通り引いた直線と右の柱上の点を通り引いた直線とで挟まれた範囲
■	近景デザイン保全区域	視点場から円通寺庭園内の生け垣のそれぞれ北の角を通り引いた直線と南の角を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲
□	遠景デザイン保全区域	視点場からそれぞれ円通寺庭園内の生け垣の北の角を通り引いた直線と南の角を通り引いた直線とで挟まれた範囲(近景デザイン保全区域を除く。)

庭園からの眺め

・保全区域の基準

眺望空間保全区域	・ 建築物等の各部分は、標高110.2mを超えないこと。	
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、円通寺の「御幸御殿」から庭園を眺めるとき、その背景にある比叡山を当該庭園の一部として一体的に取り込んだ良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠 屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、借景としての比叡山の良好な眺めを阻害しないものとすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な庭園からの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	
遠景デザイン保全区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。 	

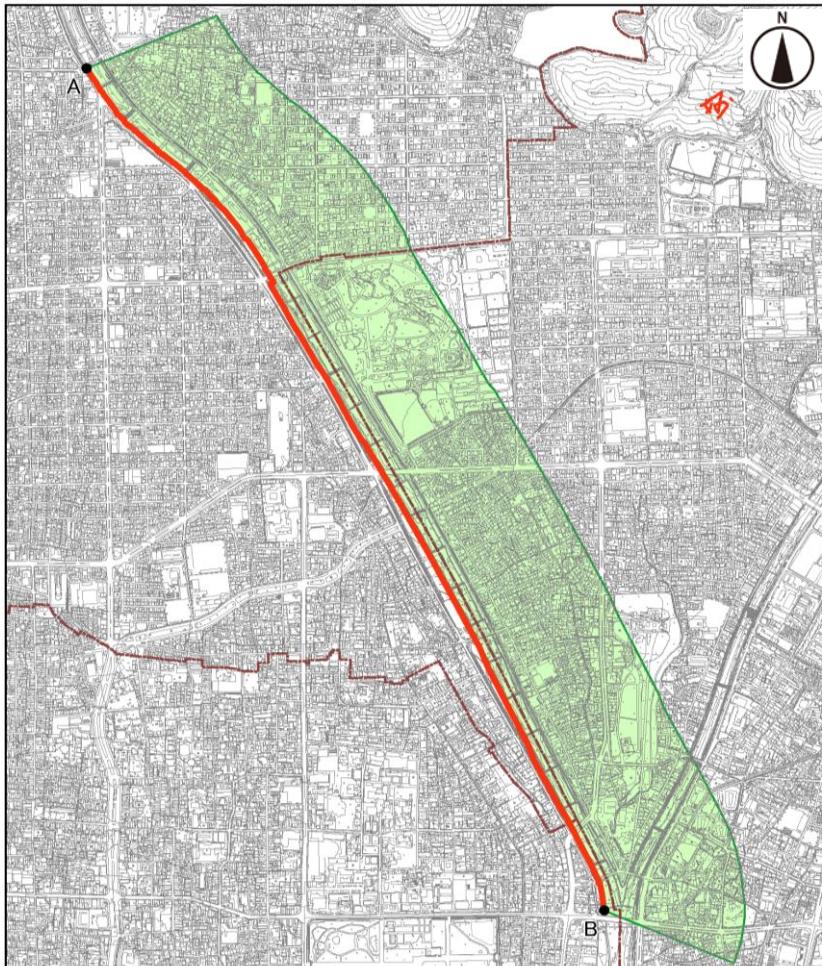


■ 山並みへの眺め

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

山並みへの眺め【例：賀茂川右岸からの東山】

山並みへの眺めを保全するために、視点場と山並みの中間領域にある建築物等については、屋上緑化や勾配屋根の設置を誘導する等、視対象となる山並みに調和するように建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
———	視点場	「御薗橋」付近の点Aから「賀茂大橋」付近の点Bまでの賀茂川右岸の河川敷
■■■	近景デザイン保全区域	視点場上の任意の点から真東を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲

山並みへの眺め

・近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、賀茂川の水辺越しに見える東山の山並みとその間に見通される空間により一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。

2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

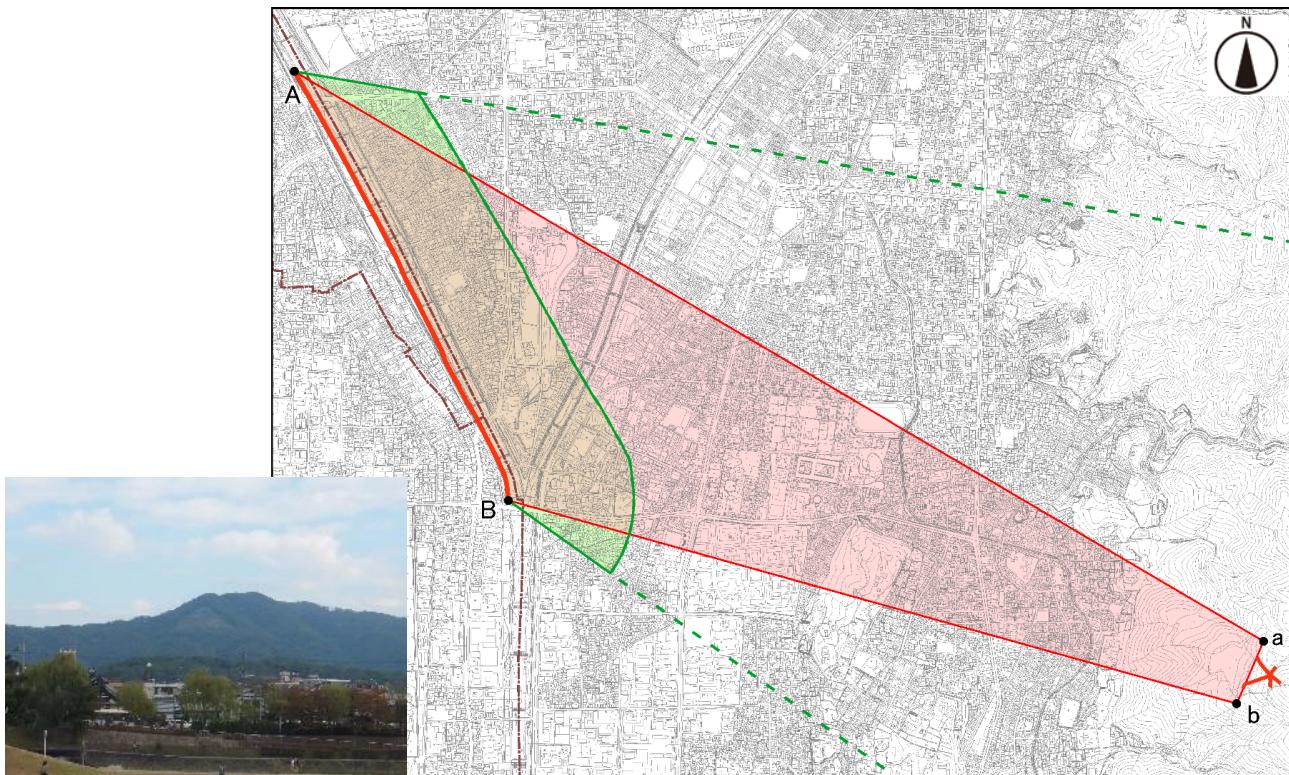
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">勾配屋根とすること。賀茂川に面する場合（道路等の空地を介して面する場合を含む。）においては、日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、東山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、賀茂川沿岸の樹木等及び東山の山並みとの調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none">良好な山並みへの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

■ 「しるし」への眺め（1）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

「しるし」への眺め【例：賀茂川右岸からの「大文字】

多くの市民等が利用できる公園や河川敷などを視点場として定め、中間領域については建築物等が位置する地点における建築物等の最高部の標高による規制を導入し、この「五山の送り火」への眺めを保全するとともに、視点場から近景に見られる建築物等については、視対象となる五山の縁と調和するように、勾配屋根の義務化や塔屋等の規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
—	視点場	「北大路橋」付近の点Aから賀茂大橋付近の点Bまでの賀茂川右岸の河川敷
■	眺望空間保全区域	視対象となる「大」の底辺上に位置する点a及び点b並びに視点場上の任意の点に高さ1.5mを加えて得られる点の3点を頂点とする三角形の面(標高面)を水平に投影した範囲
■	近景デザイン保全区域	視点場上の任意の点から「大」の中心を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲
□	遠景デザイン保全区域	視点場の点Aから「大」の中心を向いて左へ22.5度の方向に引いた直線、視点場の点Bから「大」の中心を向いて右へ22.5度の方向に引いた直線及び視点場で囲われた範囲(近景デザイン保全区域を除く。)

「しるし」への眺め

● 保全区域の基準

眺望空間保全区域		<ul style="list-style-type: none">建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。
近景 デザイン 保全 区域	1	建築物等は、賀茂川右岸から眺める「大文字」及びその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none">勾配屋根とすること。賀茂川に面する場合（道路等の空地を介して面する場合を含む。）においては、日本瓦又は銅板で葺かれていること。塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、「大文字」及びその周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none">「大文字」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
遠景デザイン保全区域		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。

■ 「しるし」への眺め（2）

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

「しるし」への眺め【例：八坂通からの「法觀寺五重塔（八坂ノ塔）】

八坂通から眺める法觀寺五重塔（八坂ノ塔）は、京町家などの伝統的な建造物が連担する町並みや、その背景となる東山が一体的に望見でき、京都を代表する歴史的景観として親しまれています。

このため、八坂通の沿道の建築物等については、八坂通から八坂ノ塔への眺めを保全するために、視対象となる法觀寺の八坂ノ塔と調和するように、建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの規制・誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
—	視点場	建仁寺勅使門前の点Aから法觀寺までの八坂通
■	近景デザイン保全区域	建仁寺勅使門前の点Aから法觀寺までの八坂通の境界線からの水平距離が20m以内の範囲

「しるし」への眺め

● 近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、八坂通から眺める「法觀寺五重塔（八坂ノ塔）」及び東山の山並みと八坂通沿道の歴史的な町並み等によって一體的に構成される良好な景観を阻害してはならない。

2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">特定勾配屋根とすること。形状は、切妻平入とすること。日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、「法觀寺五重塔（八坂ノ塔）」及び八坂通沿道の歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないとともに、八坂通の優れた通り景観を形成するものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、八坂通沿道の歴史的建造物との調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none">「法觀寺五重塔（八坂ノ塔）」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

■ 見晴らしの眺め

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

見晴らしの眺め 【例：渡月橋下流からの嵐山】

愛宕山をはじめとする西山の山々、桂川や桂川にかかる渡月橋などとが一体となって眺めることができるとされる桂川両岸から嵐山一体の眺めは、歴史的に名勝地として市民や観光客等に広く親しまれているため、建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインのきめ細やかな規制・誘導を図るとともに、緑地を適切に維持・管理することを方針とします。



凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	渡月橋下流の桂川左岸の歩道上の点 A, 渡月橋下流の桂川右岸の嵐山公園内の点 B
■	近景デザイン保全区域	視点場からの水平距離が500m以内で、視点場の点 A から渡月橋の中心を向いて左右へそれぞれ90度以内の範囲 視点場の点 B からの水平距離が500m以内で、視点場から小倉山の山頂を向いて左右へそれぞれ90度以内の範囲

見晴らしの眺め

・近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、桂川の両岸から望見できる河川、山並みが一体となって構成される良好な景観を阻害してはならない。

2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

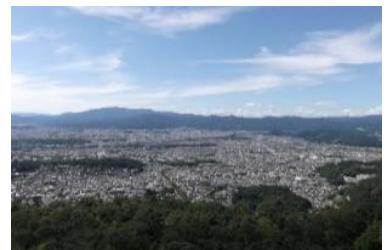
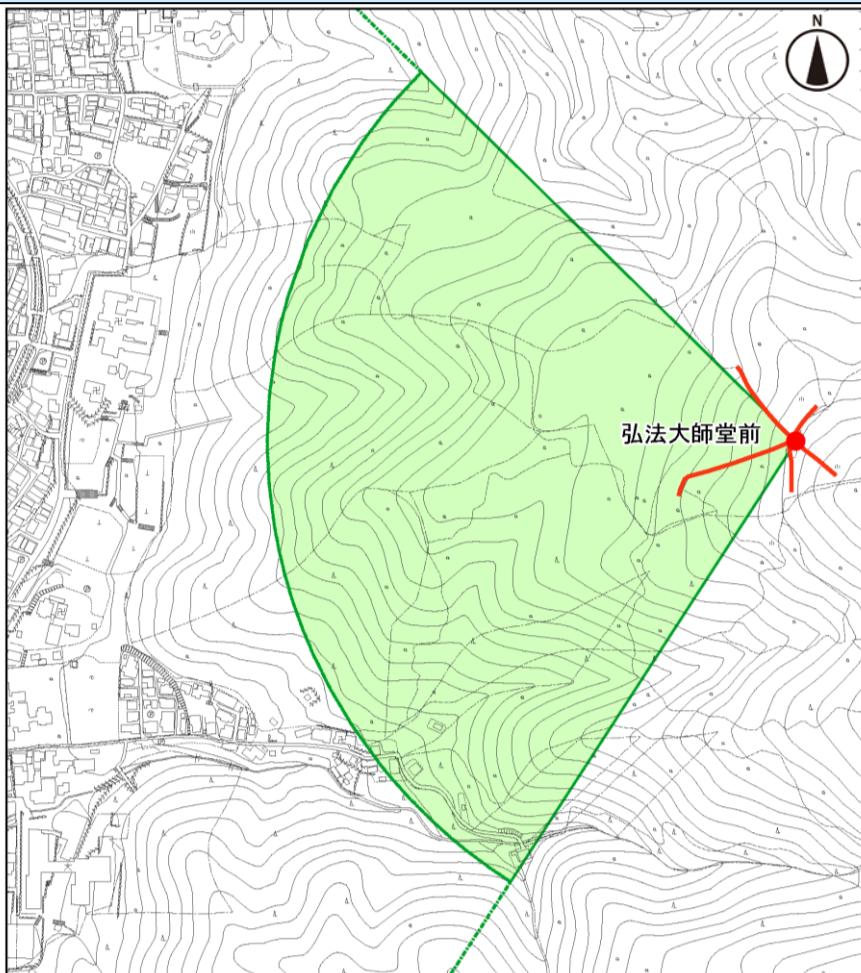
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none">特定勾配屋根とすること。形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none">塔屋を設けないこと。建築物等の各部は、水辺及びその背景となる山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none">建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、水辺又は山並みとの調和に配慮したものとすること。
その他		<ul style="list-style-type: none">良好な見晴らしの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

■ 見下ろしの眺め

眺望景観の保全・創出に係る種類別方針

見晴下ろしの眺め 【例：大文字山からの市街地】

視点場から近景として見下ろす市街地については、勾配屋根や屋上緑化に加え、屋上施設の塔屋等の屋根景観の規制・誘導を図ります。また、中景の見下ろしの眺めを良好なものにするため、市内の広範囲にわたり勾配屋根や屋上緑化を誘導します。更に、遠景として見下ろす市街地の場合にも、大規模な建築物等については、見下ろしの眺めに配慮して建築物等の形態、意匠、色彩等のデザインの誘導を図ります。



凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	大文字山の弘法大師堂前の点
■	近景デザイン保全区域	視点場からそれぞれ高野交差点の中心を通り引いた直線と東福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲
□	遠景デザイン保全区域	視点場からそれぞれ高野交差点の中心を通り引いた直線と東福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲(近景デザイン保全区域を除く。)

見下ろしの眺め

保全区域の基準

近景 デザ イン 保全 区域	1 建築物等は、大文字山から見下ろすときの市街地と周辺の山並みが一体となって構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・ 意匠
	屋根
	• 勾配屋根とすること。 • 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
色彩	• 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。
その他	• 良好的な見下ろしの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
遠景デザイン保全区域	• 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並み又は市街地の良好な町並みとの調和に配慮したものとすること。